

平成21年度 東京都税制調査会
第1回小委員会
議事録

日時 平成21年4月9日(木)
場所 都庁第一本庁舎 北側33階特別会議室N6

平成21年度 東京都税制調査会

第1回小委員会

平成21年4月9日(木) 16:50~18:05

都庁第一本庁舎 33階北側N6会議室

【池田税制調査課長】 大変お待たせいたしました。では、これから早速ですけれども、総会に引き続きまして、第1回の小委員会を開催させていただきます。

当調査会の運営要領第4の2の規定によりまして、会長から小委員長のご指名をいただいております。

立教大学経済学部教授の池上委員でございます。小委員長の方から一言ご挨拶をお願いいたします。

【小委員長】 ご紹介いただきました池上でございます。会長のご指名ということでございますので、小委員長を引き受けさせていただきます。

私は前期の税制調査会から参加しておりまして、2期目ということでございます。今回は会長初め、委員がかなり入れ替わったということでございまして、前からやっている人間がやった方が多少なりとも段取りがわかっているのではないかとということではないかと思っておりますので、引き受けさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

もう既に、今回の席上にも配付されているかと思っておりますけれども、前期、平成20年度の東京都税制調査会答申を出しておりまして、その作成につきましては私も参加したわけでございます。会長の総会におけるご挨拶にもありましたとおり、前会長の神野先生、それから、青木小委員長の指導のもとに作られた答申でございまして、私としましては、この前期の答申に参加した立場から考えますと、これはこれとして地方分権あるいは環境税制の立場から一つまとまった答申であるというふうに考えております。今期、また、しかし、新たな経済上あるいは社会問題上の課題が色々と積み重なってきております。しかも、経済危機と申しますか、色々な問題も発生しております。そういった課題に税制としてどう対応すべきかという問題はございます。

それから、新たに参加されたメンバーもたくさんいらっしゃいますので、そういったあらゆる新たな視点を加えて、さらにこの東京都税制調査会の議論を発展させていくということで貢献できればというふうに考えております。

この後、話が出てきますけれども、環境政策の問題、あるいは経済政策、色々な観点からの議論をやりたいと思っておりますので、皆さん、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議論に入ります前に、事務局から何かございますでしょうか。

【池田税制調査課長】 それでは、小委員会の議事について、お話しさせていただきたいと思っております。小委員会の議事でございますけれども、東京都税制調査会運営要領の第5によりまして、原則公開とさせていただきたいと存じます。なお、答申や中間報告案の審議につきましては、答申等の公表後、議事録等を公開いたしますけれども、審議につきましては非公開とさせていただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

【小委員長】 それでは、本日の議事に入ります。まず、今年度の小委員会の議題等につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【池田税制調査課長】 では、事務局から資料の説明をさせていただきたいと存じます。

初めに、資料の説明に入ります前に、今期の諮問事項ですけれども、先ほど総会で諮問させていただきましたとおり、税制改革の早期実現を目指し、「分権」と「環境」の視点から、国・地方を通じた税制と

関連する諸制度のあり方について審議をお願いすることとなっております。これをもう少しブレイクダウンしまして、また、事務局の思いを交えて申し上げますと、環境につきましては税制のグリーン化について具体的な提言を打ち出したい、また、地方税財政制度改革につきましては国の動きを踏まえつつ、その早期実現を促すとともに、分権の立場から物を申さなければならない部分につきましては、しかるべく物申していければと考えております。事務局として、不行き届きな面は色々あるかと思っておりますけれども、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

それでは、資料の説明に戻りまして、まず、21年度東京都税制調査会小委員会の議題(案)をご覧くださいと存じます。本年度の小委員会は、本日を第1回といたしまして、11月頃に開催予定の中間報告案審議のための総会までの間に、7回程度開催したいと考えております。今年度は世界経済の危機、または総選挙などもございまして、税制抜本改革に係る国の動きが極めて不透明でございます。また、小委員会メンバーが大幅に変わったということもございまして、環境に重点を置きつつも地方税制全般について特定の項目に焦点を絞らず、改めて幅広くご議論いただきたいと考えております。

本日、第1回は、国の税制改革と地方税制の方向について、フリートーキングをお願いしたいと考えております。国におきましては、昨年末に中期プログラムを策定し、その内容が所得税法等の一部を改正する法律の中にも基本的方向性として載っております。今後の政局の状況によりどのようになるかわからない面もございまして、現時点で国が示している税制改革の方向性について、所感を伺うとともに、都税調の検討の視点である地方分権について、地方の自立、また、住民の生活の質の向上という視点や、また、効率化の視点など、色々あるかと思っておりますので、お考えをお聞かせいただければと考えております。

第2回は、地方税制のグリーン化の理念と制度設計についてを議題としてご議論いただきたいと考えております。今年度は、地方税制のグリーン化の理念を整理するとともに、具体的な制度設計をご検討いただきたいと考えておりますけれども、考え方の方向性をこの回にご議論いただき、その内容に基づいて、別途設置いたします分科会で、9月ぐらいまで時間をかけてさらに検討を進めていただきたいと考えております。

第3回でございますが、都税調の20年度答申では、基幹税を国と地方で分かち合うことが必要としておりますが、地方の基幹税には何がふさわしいのかについて及び個人所得課税につきましては、再分配機能の回復が必要とされておりますけれども、そのためにはどのような方法があるのか、また、税源移譲によりフラット化された個人住民税の今後のあり方について。

第4回は、法人所得課税について、国におきましては、実効税率の引下げを検討するとしておりますけれども、それについてどのように考えるのか。また、地方法人課税の意義等について、及び、地方消費税を含む消費税の引上げは税制改革の大きな課題となっておりますけれども、それに伴う諸課題について。

第5回は、格差の拡大が社会的な問題となっておりますけれども、地域間の格差について、財政調整や地方法人特別税の問題を含めてご議論いただきたいと考えております。

第6回は、地方税制のグリーン化に関する分科会の検討結果についてご報告いただくとともに、平成21年度中間報告案の方向について、事務局から素案をお示ししてご検討いただき、第7回は、平成21年度中間報告案についてご議論いただき、小委員会としての案を取りまとめていただきたいと考えております。なお、第5回までの審議は公開、第6回と第7回につきましては報告案の検討に入りますので、非公開とさせていただきますと思います。

続きまして、資料の平成21年度東京都税制調査会小委員会のプレゼン(案)をご覧ください。今年度は、第2回から第5回の小委員会におきまして、審議の前に委員の皆様に関連したプレゼンテーションを15分程度ずつお願いしたいと考えております。プレゼンではご議論いただく際の、いわばきっか

けとして問題提起をしていただきたいと思いますと考えております。委員の皆様にお手数をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。各回のプレゼンの題の案はお示したとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

なお、毎回の論点につきましてもお付けしておりますけれども、これは後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、横の資料になりますけれども、税制改革の基本的方向性についてをご覧ください。こちらの資料は、今後ご検討いただく際の参考にとの趣旨で作成したもので、国の中期プログラムの内容と、これまでの都税調答申を項目ごとに比較し、お示したものでございます。両者の相違点が明確になるよう、都税調の答申については、中期プログラムと意見が異なる部分のみを記載しております。なお、国の考え方欄における 参考 その他の意見は、平成20年度税制改正に関する政府税調答申のその他の主な意見から抜粋したものでございます。

まず、1ページ目、個人所得課税ですが、中期プログラムと都税調答申とで再分配機能の回復という視点と、高所得者の負担引上げという視点は同じでございますが、都税調では金融所得課税のあり方が検討課題としている点が異なっております。

2ページの法人課税ですけれども、中期プログラムでは法人実効税率の引下げの検討ということが示されておりますけれども、都税調では実効税率について、法人所得課税と社会保険料とを合わせた負担は諸外国と比べて高いとは言えない、また、税率を引下げても直接投資や雇用の増加に必ずしもつながるとは言えないこと等から、直ちに引下げる状況にはないとしております。

消費課税ですけれども、税率引上げを検討するという点は一致しておりますけれども、社会保障財源化について、国は予算等において明確化としておりますけれども、都税調では地方消費税については引き続き一般財源としていくことが適当としております。

3枚目になりますけれども、軽減税率につきましても、その他の意見では否定的な意見もありますが、都税調答申では効果やデメリット等を勘案して判断することが適当としております。

自動車関係諸税ですけれども、国は負担の軽減を検討しておりますけれども、都税調は負担のあり方について現行の負担を維持すべきとしており、そのところの意見が異なっております。

資産課税、納税者番号制度については、都税調の20年度答申では触れてございません。

4ページになりますけれども、地方税制について、地方消費税の充実の検討という点は同じですけれども、地方法人課税のあり方につきましても、国はあり方を見直すことにより税源偏在が小さく、税収が安定的な税体系の構築を進めるとしてありますが、都税調は地方法人課税は受益と負担という地方税の考え方に適う税であり、維持すべきとしており、考えが大きく異なっております。また、都税調は地方法人特別税・同譲与税について、分権改革に逆行するとして強く反対しております。

税収格差につきましても、その他の意見では地方法人課税は水平的調整が必要との意見や、税目交換を含め、地方税は格差の少ない税目とすることが必要との意見がありますが、都税調では首都東京には、経済機能も集中しており、税収が一定程度集中することはやむを得ず、企業の集中等に伴う膨大な財政需要を考慮すべきとするともに、財政力の弱い地方自治体に対しては、税収と財政需要の両面を見て調整する地方交付税制度により財源を適切に保障すべきとしております。

最後、5ページですけれども、その他ですが、中期プログラムは低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進するとだけ記載しております。環境税制についての国の議論は余り進んでおらず、冒頭に申し上げましたとおり、都税調には積極的なご議論をお願いしたいと考えております。

続きまして、地方分権等に関する資料でございます。こちらの資料は、地方分権は都税調の重要な視点

となっております、ご存じの内容ばかりとは思いますが、改めてまとめたものでございます。

1 ページは、地方分権の推進に関する決議の抜粋でございます。

2 ページは、地方分権推進法の抜粋で、第 1 条の目的が書かれた部分でございます。

3 ページから 7 ページは、三位一体の改革に関する資料でございます。3 ページは、三位一体の改革の全体像及び国庫補助負担金改革でございます。三位一体の改革では、税源移譲は行われたものの、その額を上回る国庫補助負担金の見直し、地方交付税の削減が行われておりまして、都税調の答申では地方自治体の自立にはほど遠いものであったとしております。

4 ページは税源移譲の概要でございます。

5 ページは、各県別の影響額でございます。国庫補助金の減少額と税源移譲額、また、その差額を示しております。これを見ますと、東京を初めとした首都圏の都県を中心に移譲額が上回っておりますけれども、次のページの 6 ページをご覧くださいますと、東京都におきましても法人事業税の分割基準の見直し、また、地方特例交付金の廃止の影響と合わせますとマイナスの影響となっております。

7 ページは地方交付税総額等の推移でございます。8 ページは、地方分権改革推進委員会「第 2 次勧告」までの概要でございます。

続きまして、税財政の国際比較に関する資料をご覧ください。こちら也十分承知されている内容ばかりとは存じますが、国民負担率、税収、歳出について、他の国と比較した我が国の状況をお示したものでございます。

1 ページは、国民負担の内訳の国際比較でございます。国民所得に対する日本の国民負担率は 39.3% とアメリカに次いで低くなっております。また、法人所得課税の負担率が諸外国と比べて高く、消費税、個人所得課税が低くなっております。

2 ページは、国民負担の構成比の国際比較でございます。

3 ページは、租税負担の内訳の国際比較でございます。国税・州税・地方税に分けてお示してございます。

4 ページは、税収の構成比の国際比較でございます。

5 ページは、地方税の構成比の国際比較でございます。地方税につきましては、各国で構成がかなり異なっておりまして、単一の税の国もありますが、日本については複数の税から構成され、また、他の国と比べて法人所得課税の構成比が高くなっております。

6 ページは、歳出純計に占める国・地方・社会保障基金の割合の国際比較でございます。

7 ページは、社会保障基金を除いた歳出純計に占める国と地方の割合の国際比較でございます。国及び地方から社会保障基金への移転後の割合となっておりますが、日本につきましては連邦制の国と比べても地方の割合が高くなっております。国と地方の基幹税のあり方を考える際には、こうした地方の歳出の割合が非常に高いという我が国特有の歳出構造も勘案する必要があるかと考えてございます。

資料の説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明につきまして、何か質問、ご意見ございましたら、資料の説明について、あるいは今後の議題、プレゼンテーションにつきまして、何か今聞いておきたいことがございましたら、どうぞ。

【委員】 最後の歳出に占める国・地方の割合の国際比較なんですけれども、これはナショナル・アカウントを使っているんで、多分制度別のサテライト勘定を使っていると思うんですけれども、あれは国、中央と地方と社会保障基金ってあるんですね。社会保障基金を除いた数字なんですか、これは。

【池田税制調査課長】 そうですね、社会保障基金は除いています。除いたものの割合になっています。

【委員】 だから、日本の場合だと年金の支出とか、そういうのは入っていないわけですよ。あ、あいうのを入れて、社会保障基金の年金とかを国にしちゃうと、割と全然違う数字が出てくるんで。それと、国際比較する場合も、例えば日本だと社会保障基金で老齢年金を見えていますけれども、ここは出ていませんけれども、オーストラリアは社会保障基金がないので、すべて老齢年金みたいなのは税金でやっていますから、制度の違いを見ないと国と地方の役割を単純に社会保障基金をとって、国と地方の比率を見るというのは非常にミスリーディングなので、これはちょっと注意した方がいいかなと思います。

【小委員長】 ただ今のご指摘は、社会保障基金については、国によってかなり制度と違いますか、違っております。この統計にあらわれる数字もなかなか比較が難しいところが、実際あるわけでございますので、これについて処理が必要だということでございます。ほかに何かご質問ございましたら。

(なし)

【小委員長】 それでは、本日は最初の小委員会ということでございますので、皆様から自由にご意見をいただきたいというふうに考えております。

先ほどの議題の説明にもありましたとおり、本日は国の税制改革と地方税制の方向についてということで、先ほど、国で出されました中期プログラムから昨年度の都税調答申がそれをどういうふうに対応いたしますか、関係しているかということにつきましてご説明をいただいたわけでございます。それから、この都税調に対する期待といたしますか、あるいは地方分権に対する考え方といたしますか、そういったものについて皆様にご自由にご意見を伺いたいというふうに考えております。

では、ご意見のある方、挙手願います。本日は最初のフリートーカーということなので、お一人お一人ご意見を伺えればというふうに思っております。大体五十音順にということで並んでいますので、じゃあ、委員から、どうぞ。

【委員】 国の中期プログラムに対する意見ということなんですけれども、基本的にはもう20年度の都税調の答申でこちら側の考え方は出ておるわけですが、近く行われる衆議院選挙によってどういう政権ができるか、その政権が地方分権、地方自治を尊重する政権になるのかどうかによっても税制に対する考え方が大きく変わってくるでしょうし、そういう点も見極めながら都税調としても考えていかなきゃいけないんじゃないかと思っています。

それと同時に、今の経済情勢の中で、財政支出が大幅に増えてきているわけですが、800兆円を超えるという国債残高の中で今後財政の建て直しをどうするかということが、今後の経済情勢との絡みもありますが、どうしていくかということが大きな問題になってくるわけでありまして。

そういう中で、社会保障基金の費用を分担するという意味で、消費税の増税論議というものが避けて通れないんじゃないかと思えます。そういう中で、地方消費税をどういう形で、私どもとしては地方にその地方消費税の割合を増やす努力をしていくかということがこれからの消費税論議の中で大きな課題になってくると思っております。

また、消費税の議論が出てきますと、所得格差の問題が出てくると思うわけですし、一方において、所得税における高所得者層に対する負担の問題とか、あるいは法人課税の強化の問題等、そういう議論も併せて出てくる可能性はあると思えます。

一方において、国際競争力との関係で、国の税制調査会の方に出ていますが、法人課税の税率の低減という話も出てまいりますが、法人課税の問題については地域の税収格差の問題ということが今後とも大きな問題になってくるわけですし、本年度から行われた事業税の譲与税化というようなことが今後とも起こる可能性があるわけですので、それに対する私どもとしての対応も十分考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っています。

それから、環境税制については、国もこれから動き出してくると思いますが、都税調としても地方の立場で環境税制をどう考えていくかということ、これまで昨年度の答申でもかなり触れておりますが、今後、具体的な問題について議論を進めていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。それでは、委員、お願いします。

【委員】 よろしくお願いたします。

私は、ご覧のとおり、先生方よりはかなり年齢が上でありまして、そういう意味ではアナログです。税制についてもかなり古典的な意見が出るかと思っておりますので、その辺は若い先生方のご指導を頂戴したいなと思っております。

それから、もう一つは、税理士でございますが、税理士というのは中小企業を対象にしております。したがって、視点とか目線が中小企業の観点からよく出やすいですね。もちろんそこで働く人々の視点というのもありますから、その点、少し強調し過ぎたらまたご批判もいただきたいと思っております。

今日は、国の税制改革と地方税制の方向についてというお話なんですが、私は税の機能というのは色々あると思っております。もちろん景気調整機能とか色々あるんですが、最も重要なのは、やっぱり再分配機能だというふうに常に思っているんですね、これ自体が古典的だと言われるかもしれませんが。地方税についてもそういう視点というのは欠かせないと思っているわけです。地方税だから応能でなくて応益だということではなくて、当然に再分配機能というのを考えますと、地方税にも要請される問題ではないか。そういう視点で見ますと、住民税の税率がフラット化されて、それでめでたしとは私は絶対思っていないわけです。特に東京の場合は、私は事務所は港区にありますが、港区とか千代田区とか渋谷区とか、このお陰で税収がかなり減少しているというふうに聞いております。これは事実だというふうに聞いております。そういうことを考えると、やっぱりもう少し私どもはそういう問題についても、東京の住民としての発言というのは必要なのではないかな、それはまた再分配機能にも役立つと、こんなふうに思うんです。

それから、よく相続税は要らないんだと、相続税は国際的に見て廃止の方向だみたいな論調が非常に多いんですが、私もこの再分配機能から言っておかしいなというふうに思っている立場です。その際に、都税調ですから、相続税というのは国の税金じゃないかというふうに考えられるし、もちろんそうになっているわけですが、私は地方分権あるいは地方の財政的な自立ということを考えると、もっとドラスティックに議論をしてもいいのかなというふうに思っております。大体相続税で申告書を私ども書くんですが、もちろん国税として納めるわけですが、かなりの部分が土地であり建物ですよね。土地や建物だけど、ほとんどサラリーマンは相続税の課税はないわけでありまして。そういうことを考えて、もし、そういう問題を本当にドラスティックに考えるならば、相続税だって地方に財源を移譲する科目の一つではないかとすら思っているわけでありまして。

消費税も同様です。消費税は、前段階控除ですから、したがって、最終的にはそこで消費した人たちが負担するという税になるわけで、最も住民に近い税ですね。したがって、これが圧倒的に国の取り分だという、今の税制はもっとどんどん切り込んでいって、少なくとも地方は60%ぐらい取るべきだという主張を私自身はしたいなと、こんなふうに思っております。

特に、自由民主党が昨年暮れですか、秋ですか、道州制推進本部というのをつくって、そして、道州制の基本法案というのを作ろうじゃないかという、そういう動きがあるそうですが、もし、そういうことになれば、消費税というのはまさに道州制の基本的な財源の一つとなっていかなきゃいけないし、そういうことを国のおこぼれを頂戴するわけではなくて、積極的な税制として仕組んでいく必要があるんじゃないかなというふうにさえ思っています。

以上でございます。

【小委員長】 どうもありがとうございました。それでは、次、委員、お願いします。

【委員】 先ほど、先生の方から歳出純計に占めるそれぞれの国際比較というのがあったわけですけれども、税の議論をする形になったときに、とりあえず事務配分がどうなっているのかというのを考えてから税の議論をしなければならぬとは思っています。ただ、その事務配分でもめると思うので、どこまで事務配分を考えていくのかというのは、ある程度のところで抑えながら、税の議論ないしは保険料の議論をしていく必要があるであろうというふうに思っています。ですので、先ほど地方の再分配機能にしても再分配を地方が行うとか、あるいは行わないとか、色々そういった議論がある中で、どの辺に集約をして税の議論に持っていくのかというところが一つ論点になるだろうというふうに思っています。

二つ目ですけれども、歳入面、今、事務配分の話は歳出面だったわけですけれども、歳入面の中で税と保険料の議論というのが当然出てくるわけですけれども、その中でも租税、国と地方の位置づけというのを、全体を意識して考えていかなければならぬであろうというふうに思っています。その点から考えてみた場合に、今回お配りをいただいた政府の中期プログラムの中では、主に国のことが書いてある、その中で地方を散りばめているような形になっていると思うので、この都税調で考えるのは国を意識しながら、当然、意識しながら地方の方をいかに考えていくのかという方向で進めていく必要があるであろうというふうに思っています。特に例えば社会保障に関しましても、先ほど年金の話がありましたが、医療なり介護なりというものを地方に仮にくっつけてみた場合にどのような形になっていって、そういった面からどのような財源が必要になるかということを考えていくということが大事であろう。えてして、税の議論をしてしまうと保険料の方は余り意識しないことにもなりかねないので、少しそこは大きく考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

3番目ですけれども、それで、じゃあ、税をどうするのかというのを考えた場合に、所得課税、法人課税、消費課税というのを地方にいかに組み込んでいくのかという議論に当然なるわけでありまして。消費課税の議論というのがある程度、話には出てくるとは思いますが、私はそれに絡めて環境税というのをどのように位置づけるのかというのを、国と地方の間でも当然あり得る話だとも思いますし、環境税と言ってしまうと、環境が課税対象という形には恐らくならないと思いますので、何をもちいて環境税とみなして、どういうふうに分類していくのかということも議論になっていきますし、国と地方の間での環境税の取り扱いというの、ここでは都税調としてはどういうふうに考えるのかという整理は必要であろうと。

最後になりますけれども、えてして体系を語るときには、執行面の議論というのは余りしないかもしれないわけですけれども、少し執行面を、いかに取り扱うのかということも少し意識をしてもいいかなというふうに思っています。それは付加税と独立税も当然あるわけですけれども、消費税の場合にそれをどういうふうに取り扱うのかと、今の当分の間というふうになっている部分をどういうふうに考えるのかとか、あるいは徴収面をどういうふうに考えていくのかという具体的な部分での議論というのもし必要になってくるのかなというふうに思っています。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございました。それでは、委員、お願いします。

【委員】 今期から税制調査会の委員をさせていただくことになりました。でございます。よろしくお願いたします。

私は、東京都の関係で申しますと、東京自治制度懇談会とか公会計制度に関連したところで関わらせていただいて、東京都の中における行政の位置づけとか、それから、日本経済における東京都の経済の位置づけとか、そういうような観点から東京都としてどういう役割を担えるのかというようなことを議論をさ

せていただきました。今回は税制ということですので、税制に関して、私も財政学の見地から色々研究しているということも踏まえまして議論に加わらせていただいて、お役に立てればなというふうに思っております。

まず、フリートーカーということですので、少し申し上げたいところを順に申し上げたいと思うのですが、このタイムスケジュールを先ほど事務局からお示しいただきましたけれども、非常に重要な時期にこの議論をするということになるのだけれども、なかなかその重要なイベントにどう絡むかが難しいなという印象があります。

まず、一つに考えられるのは、地方分権改革推進委員会が第三次勧告に向けて税財政の議論をし始めているという状況ではありますが、今のところ直轄負担金の問題で迷走していますが、そればかりで第三次勧告が書けるはずもないので、やはり大口の税財政の話に議論が及ぶのは時間の問題なのではないかと思えます。まだ、4月9日の段階で予断を許しませんけれども、問題は6月に答申を出すのか、それとも、衆議院選挙が終わってから出すのか、何なのかということは全く私も、全然、委員の1人でも何でもありません、関係者でも何でもありませんのでわかりませんが、少なくとも答申が出てくるということは間違いなくて、そうすると、そのときに都として地方税制のあり方について何か意見は述べないのかということころは非常に、ここでもし意見を述べて、それが採択されると非常に今後、いい影響が及ぶと考えられるタイミングでもあるので、私がどうこうするという事ではないかもしれませんが。委員のお一人である猪瀬副知事は分権委員会の委員でありますから、色々な方法、ルートを通じて何らかの意見を述べていくということは私はあっていいんじゃないかなというふうに思っています。

さらに、もう一つは、この中期プログラムに関してなんですけれども、中期プログラムは、これは所詮今の与党がつくったものだと言えればそれまでかもしれませんが、やはり今年の税制改正法の附則に書き込まれているということである以上、これを覆すには法改正をしなければいけないという意味においては、ある程度の強いコミットメントがあると。次の政権がどうなるうとも、少なくとも最初の段階ではこの法律が一応生きているという状況ですので、それを覆す議論になるのか、ならないのかも私は全くわかりませんが、少なくともそういうプログラムが法律に附則ではあるけれども、書かれているということ踏まえて、都税調としてどういうふうな議論を進めるのかというようなスタンスというのは、必要なのではないかなというふうに思っております。当然ながら、新政権というか、次なる継続、少なくとも内閣改造も含めた新政権ですね、麻生内閣が選挙でさらに続くとなっても改造をするでしょうから、新政権は何をどうするのかということは注意深く都税調としても見守っていく必要があるというふうに思います。

それから、政治的な臭い話はこのぐらいいたしまして、地方分権という動きは、これは恐らくどうなるうとも不可逆的なものであろうというふうに思いますから、この地方分権の中で地方税制をどう考えていくかという議論を組み立てるときに、私はぜひこの都税調でこういうスタンスで臨んでいただけるといいんじゃないかなと思うのは、国と地方のゼロサムゲームから脱却するという事です。つまり、国が税率を上げないならば、その取り分は地方にもっとよこせという話はそろそろやめにしないと、いつまでもデッドロックに乗り上げてしまうと。国は国で上げないならば、地方は地方として地方税法できちんと訴えて、税率を上げさせてもらおうというような勇ましいスタンスといいますが、分権なんですから、国に頼んで持んで何とかしてもらおうということではなくて、むしろ、東京から全国の都道府県をも納得してもらいながら、地方総体としてきちんと国政に訴えて、もちろん地方税法を書き変えない限り根本的に変えられないということはあるので、当然地方税法は改正していただかなきゃいけないということはあるんですけれども、国の法律が変わらない、国の税法が変わらないからしょうがないということじゃなくて、もう少し積極的にアプローチするという態度はあっていいんじゃないかなというふうに思います。もち

るん、答申の書きぶりとか、そういうようなところも工夫は必要かもしれませんが、少なくともそういう国も地方も税率を上げないで、国の取り分を地方の方に回してくるというやり方はかなり限界に達しつつあると。もちろん取り分はあるんですけども、国は減れば減るほど頑なに守ってきますから、そういう頑なに守ってくるのを、さらに強い力で突破するというのは骨が折れることなので、そんなところで力を使うくらいならば、地方税法の改正というところに直接働きかけるというような地方独自、国は国でどうぞご自由にと、その代わりに地方は必要に応じてきちんと税制を考えるという態度がいいのではないかと思います。

そういう観点からすると、私は地方消費税は今後かなり大きな地方税制における、特に都道府県税制における重要な軸になってくる税であるというふうに思っております。そのときに、先ほどの議論からすると、地方税法で地方消費税は国の消費税の100分の25という税率で書かれている。課税標準が国の消費税になっていると。そうすると、先ほどの議論ではありませんけれども、国の消費税率を上げてもらわない限り上がらないというような構図になっているという状況は、早く打破した方がいいと。極端に言えば、国政に対するリクエストとして、私の周りの学者の間の言葉、ターミノロジーで言えば、独立化という言い方をしますが、国の課税標準にぶら下がったような税率のかけ方ではなくて、課税標準は国の消費税と同じ課税標準に設定し、それに今の税率で言えば1%課税すると。この1%という数字を地方のアイデアでもって上げる必要があるというならば、2、3、4と、こういうふうにちゃんともちろん説明責任は必要なんですけれども、そこを訴えていくというようなことを通じて別に国が消費税を上げられないと言ったならば、地方は地方で国民や住民に説明して、ちゃんと納得いただければ地方消費税だけで上がるというようなことだってあり得るんだというぐらいの勢いで、ちゃんと税制の必要性を訴えていくということはあり得るのではないかと思います。

最後に、法人課税の問題なんですけれども、私が思うには、もちろん今すぐに税率を下げたからといって、急に設備投資が増えるというわけではないとか、そういう話はそのとおりであろうというふうに思います。ただ、いつまでもこの法人課税にしがみついている、中長期的に、10年、20年先に東京が世界都市としてやっていけるのかという問題はやはり少し気にしておかなければならないことなのではないかと。国としても引下げの方向ということ、これは是認するかどうかは別としても、中期プログラムで打ち出されているということもありますし、東京はソウルや香港やシンガポールと金融都市として競争をする立場にあり、先方はむしろ税負担を軽減するような方向に来ているというような中で、下げないということ、10年、20年続けていられるかという問題はあります。ですから、そうなったときに、私が思うには、それは消費税とか別のまた基幹税をきちんと据えて、国際競争を睨みながら対応をしていくというようなことは、今後、中長期的には必要だというふうには思います。

それから、もう一つは、法人課税をじゃあやめればいいのかというふうな、短絡的にいきなり言い出すというつもりは私はありませんで、むしろ現代的なラショニングというんでしょうか、理由づけが必要なのではないかと。私が常々言っている理由づけは、昼間人口の方に課税する代理の税であるということですね。もちろん住民票がない方に課税するというのは相当困難なことなわけですが、昼間人口ということはそういう企業で働きに来ておられるというようなことを、企業のところから課税するというようなことだとか、現代的な理由づけというのを打ち出してもいいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。それでは、委員、お願いします。

【委員】 でございます。

私、生まれてこの方ずっと東京都東大和市というところに住民票を置いておまして、多分、恐らくず

っと東京都に住んでいる人というのもこの中に必ずしも多くないのではないかという気がするんですけども、その意味では、私は今回この仕事を賜ることができて非常に嬉しく思っております。

お話は2点させていただきたいと思います。一つは、キーワードとして環境というのが今回の都税調の大きなキーワードだということですので、それに関して一つと、あと、私自身が専らやっているのは市町村とか都道府県の勉強なんですけれども、分権というようなキーワードの中から一つお話しさせていただきたいと思っています。

まず最初に、私の得意な方というところからだと思うんですけども、分権というキーワードの中で何を考えているのかと言いますと、今、ちょうど先生のところからのお話にもあったんですが、東京都というのはやっぱり我が国の中での東京都という位置づけと、世界の中で、少なくともアジアの中での東京都という位置づけがあると思います。それは法人税に関する問題もそうなのかもしれませんが、それ以上に私、別のところでちょっと勉強していたら、30年後の東京都と各都市の人口というものを勉強したら、東京都だけがほぼ同じ人数を保っているんですけども、大阪以下、ナンバー2以下の県はすべて人口が減少に転じるというのが世界的な認識であるということです。その中で、アジアの他国と比べて、恐らく地域としての、また、都市としてのポテンシャルは東京都が辛うじて現状維持でアジアナンバーワン。30年後ですね、大阪は今8位ですけども、人口というポテンシャルで考えたら、ベスト10から落ちる。そういうことを考えていくと、東京というまちは、世界の中での東京という視点から、税調の前の答申はどうなっていたのか、私、詳細は存じないのですけども、そういう世界の中でのという気概がどのようになっているのかというのを一つ、むしろお聞きしたいことだなという感じがしました。

今回、中期プログラムとの対応の方向性を、まさに方向性を示していただいたんですけども、この中で東京都が国を見つめる目というのは、我々にもっと分権してくれという目があると思うんですが、それと同じ目を、実は自治体が東京都に向けている側面も部分的にはあるんだろうと思うんですね。なので、東京都が国を見る目を、自治体がもし自分たちを見ていたらどう考えるんだろうというふうに考えてみると、また違った色が出てくるんじゃないかという感じがします。

それから、あともう一つは、都税調の答申と中期プログラムの中で、財政力の弱い地方自治体に対しては交付税でやれと。つまり、国が面倒を見なさい、東京都から取って配るなんていうのはよくないという表現がなされているようですが、東京都の人口を考えてみたら、我が国の非常に大きなシェアを占めている、1割ぐらいだと思いますけれども、そう考えたときに、東京都が東京都の自己防衛をするような答申って、あんまり格好よくないんじゃないかという、つまり、それは我が国の中での東京、アジアの中での東京という位置づけをしていくと、もう少し違った方向性というのが謳えるんじゃないかという気が少ししていますので、私は今ここ30分ぐらいで考えたネタですから、どれだけ正しいかは全くわからないんですけども、そのようなことを感じました。

あと、もう1個、環境のことにに関して、私、環境は全く不案内で申しわけないんですけども、今日、お配りしていただいた<東京版>環境減税というものを見て二つ感じたことなんですけれども、とりわけ二つ目の自動車の方の減税、非常に国に先行していらっしゃるということで、いいものなんだというふうに認識しているんですが、実はこれ自動車を買えというメッセージですよ。というのは、戦略的な産業政策としては面白いと思うんですけども、もう一つ方法があって、車を買うなど言えるのが東京都の公共交通網だと思うんですね。ここの言っている公共はオペレーションという意味ではなくて、少なくともみんな乗っているのがパブリックなバスであれ、電車であれということです。これだけインフラが揃っている自治体が、あえて何で自動車に乗れというところに力を入れたのかというのも、ぜひお聞きしたいことではございます。つまり、今、与えられた東京の相対的なアドバンテージは、実は非常に整った公共の

交通網であって、これを活かして、さらに環境をよくしようとする税制は違うところにもあり得たのではないかという気がします。これをなぜ言ったのかというと、やっぱり費用対効果を考えたときに、相対的アドバンテージのあるところで、交通渋滞が巻き起こされている東京で、何で首都高を進めたのかというのは、むしろ質的な転換はあるのかかもしれませんが、違和感を、必ずしも持たなかったわけではないということです。

二つとも何かコメントという感じになってしまうんですが、今日、お聞きした話の中でこのようなことを感じました。

以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。東京都の税制調査会、私は前期から関わっておりまして、決して東京都税調は東京都のみの利害で話しているわけではなくて、その話はまた後でやりたいと思いますので、環境税についてもまた後で議論になるかと思いますので。

それでは、委員、お願いします。

【委員】 でございます。今回、このような貴重な機会をいただきましてありがとうございます。微力ではございますが、精いっぱい頑張りますので、よろしく願いいたします。

今、委員がお話しされたことを私も感じたことなんですけれども、つまり、この東京都の税制調査会というのを考えたときに、国と地方という対比で見れば東京都は地方であると。ところが、地方全体を見たときに、地方圏か首都圏かというので見たときには、東京都は地方じゃないんじゃないのというような意見もあって、東京都というところの置かれた立場というか、位置というのは非常に微妙なところにあるのかなと。だから、東京都にとって望ましい税制というのが、果たして地方全体にとって望ましいのかどうかというところが難しいところで、そのあたり、この調査会での検討のあり方とか、報告をまとめるに当たって、どういうスタンスで地方全体のことに配慮して分権の進行というのを考えながら、都としての立場ということを出していくのかというところが難しいのかなと思いつながりながら参加をさせていただいた次第です。

それで、私も2点、今日、いただいたお話に関して申し上げたいと思うんですけれども、こちらの環境減税なんですけれども、これも今委員がおっしゃられたとおりで、私もこれを見た瞬間に、確かに環境に配慮しているということなんだけれども、実際には買い替え促進税制ということで、いわば景気浮揚と環境への配慮の両方を狙った税なんだらうと。ただ、こういう形で地方として環境減税というのが打てる立場にあるというのは、やはり東京都だからなんだということですよ。これを例えばもう少しほかの県でやろうと思ったとしても、なかなかそれに代わる税源もないので、これだけやれる余裕がないと。そういう意味では、東京都さんならではの施策として打ち出されたという面はあると思うんですけれども、今後地方環境税ということ全体として捉えたときに、じゃあ、どう考えていけばいいのかというと、また、違ったあり方というのが考えられるのかもしれないというふうに思っています。

ただ、実は私、神奈川県の方で先月まで地方炭素税の検討に関わっていたということがありますが、その中でやっぱり検討していく中で、結局、例えば法定外税の制度を使って地方炭素税のようなものを入れようとする、つまり、そこに当然税がかかるわけですから、人々の経済行動は必ずゆがむ、逆にゆがまないと困るわけですよ。ところが、その法定外税の成立の要件である、物とか何かの流通に大きな影響を及ぼしてはいけないということと、下手をするとバッティングというか、相反するようなことになる。だから、経済活動をゆがめなきゃいけないんだけど、余りゆがめ過ぎてもいけないという中で、どの辺に落とすところを考えればいいのかということと、今の国のエネルギー税制との関係で、どういう整理がつくんだろうかというようなことを検討してきたという経緯があります。そのときには、最終的に

はもちろん国が炭素税をやればいいんだけど、国が動けないとすれば、とりあえずやれるところからフロントランナー的に課税をしていくという発想で行くしかないのかなというような議論があったんですけども、まさにそうすると、今度は東京都が東京都として、どのような形で環境に対してフロントランナーとしてやっていけるのかというようなところが、ここで検討できればいいのかなというふうに思っている次第です。

あと、それから、分権ということとのかかわりで言いますと、こちらの基本的方向性の資料の中では、まさに地方法人特別税に関する提言のことが書かれていて、これに関しては、法人事業税の復元を図るべきということで、地方の課税権というものをやっぱりきちんと取り戻すべきだというようなことでおまとめになられているんだと思うんですけども、これとはまた違った視点で、私は今回の税制改正で非常に気になっているのは、不動産の買い替え促進のために所得税の減税をしたわけですけども、所得税で税額控除し切れない部分については個人住民税でやれるようにするというふうにしたわけですよ。その個人住民税の減収分については、国の方で交付金で補てんをするので、財源には穴が空かないというふうに言ったわけです。確かに、所得税から個人住民税に税源移譲されたことで、所得税の税収総額は減るわけですから、景気対策としてそういうことをやろうとすると、当然所得税の枠では限界があると。だから、じゃあ、そこで地方がそれに自動的につき合わされる事態をどう考えるかという問題ですよ。それはそうすると、今度所得再分配とは別で、経済安定化機能というものを税制として考えたときに、つまり、国から地方へどんどん移譲していけば、国が税を使った経済政策をやろうとしたときに、それは国だけでは当然限界が出てくるわけです。それに地方がつき合うのか、つき合わないのかということも含めて、今回は財源として補てんをするんでつき合っちゃうだいなというふうになったわけですが、だとすると、地方の課税権というのはどうなっちゃうんだという話になりますよね。

そのように考えたときに、経済安定化機能ということと、税源移譲をするということとの関係で、経済安定化機能をめぐる国と地方の役割分担ということが、さらなる税源移譲というのを考えるとすれば、恐らく必ず議論として出てくるだろうと。そのときに、やっぱり地方の課税権ということとどこまで確保できるのかというようなことをもう一方で議論していかないと、結局、税源移譲したのはいいけど、何かあるたびに全部地方がつき合わなきゃいけなくなっちゃうとすれば、それはそれで問題なのかなと思っていて、こういった議論もやればいいのかないかなというふうに思っております。よろしくお願いたします。

【小委員長】 どうもありがとうございました。それでは、委員、お願いします。

【委員】 でございます。皆さんが色々もうお話ししたので、僕はつけ加えることはないかなと思うんですけども、半分自己紹介とか、主張を皆さんにお知らせするという機能もあるかなと思うので、幾つかお話ししたいと思います。

基本的には、僕は最近の分権、分権というのはあんまり好きじゃない方で、何か議論するときも分権の流れの中でとか、分権のご時世だからと、まず、まくら言葉がつくんですね。これは明らかに思考停止であって、何か政策的にはちゃんと理由がつかないやいけません。実を言うと、分権という言葉は僕は使っちゃいけないと思うんですね。分権というのは、要するに結局結果として分権すべきであるということで、どうして分権すべきであるという前提のところをちゃんと考えなきゃいけないというのが一つあると思います。これは税についても同じことで、どうして税が必要なのか、どうしてこのような税が必要なのか。分権だから云々というのはちょっと、いろんなところで、政府でも地方でも報告書を見るとまず1ページ目には必ず書いてあるんですけども、これは基本的にはやめた方がいいかなと思います。それが一つですね。

市場原理主義者というのがいますけれども、分権原理主義者というのもいて、原理主義というのはどんな場合でも、中央集権の原理主義者もいけないと思いますけれども、いけないかなと思います。これが一つです。

もうちょっとサブスタンス的な話をすれば、さっき 先生がおっしゃったところで、税のあり方を考えるときは、やっぱり事務配分なり歳出配分のところをどう置いて考えるかということところだと思います。国と地方の間の歳出配分、事務配分までちゃんと考えて議論するのか、もしくは現行の事務配分を所与として、そこでの税制のあり方を考えるのかで、かなり議論が違ってくと。これも さんがおっしゃったこととほとんど重なるんですけども、事務配分まで考えたらとんでもないことになるかなと思うので、現行の歳出配分もしくは事務配分を所与にしてどうするかということになるかなと思います。所与とするならば、これはもういろんなところで言っているんですが、ほかの人も色々言っているんですけども、結局、地方がやっている社会保障費をどうするかということだと思っんです。社会保障費以外のところはもちろん東京都のメトロポリタンとしての都市需要というのは当然あるんですけども、それはほかの地方にないところで、それはそれできちんとした考えで、かなりクリアな考えが出せると思うんです。ただ、社会保障費のところをどう考えるかで、結局一般的に考えると、東京の方はほかと比べるとシェアは低くなるかもしれませんが、地方であっても社会保障費が歳出の大多数を占めていると思うんです。今後増えるのも結局社会保障費だろうということになります。だから、地方の社会保障費のあり方をどう考えるか。一般的に考えると、税源が豊かなところにたまたま住んでいるので、ほかの地域よりも非常に有利な便益を受けられるということ自体をどう考えるか。だったら、みんな東京へ来いよという話になるのかもしれませんが。

だから、社会保障費はちゃんと考えて、その財源、だから、裏側の税なり保険料なり、もしくはそれを独自の税でやるのか、云々するのかというのは非常に重要なかなと思います。これも、だから、この点からまた関連することなんですけれども、これももう 先生なりほかの先生がおっしゃっていましたが、東京都の立場で物を言うのか、日本全体の立場で物を言うのかということ所で非常に悩ましいなところは思います。だから、例えば僕がコンサルティング会社のコンサルタントで、東京都の有利になるような理屈をつくってくれと言われると非常に楽なわけですね。極限すれば、ほかの地方を切った方が東京が豊かになるというのは当たり前なわけですから、ただ、もちろんそんなことはできないでしょうし、やっぱり地方分権なり地方の理論と、国全体の理論というのはやっぱり齟齬が出てくるというのは必ずあると思うんです。そこら辺のスタンスをどう判断されるのかと。僕も東京都民だから、その立場で判断しなきゃいけないとは思っんですけども、一言で言うと非常に難しいかなとは思っております。ただ、考えのヒントを幾つか出して、それについてどう判断されるかというのは、当然ここにいる方が統一した考え方を持つということ自体気持ち悪いことなんで、それをどう落としていくのかなというのが大変になるのかなと思っております。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。それでは、小委員会につきましては、会長も委員ということでございますので、では会長。

【会長】 皆様のご意見、非常に貴重なご意見だろうと思います。いわゆる、これはよく学生にも話すんですけども、目線と言うんでしょうか、先ほどのお話の中で、位置づけということがかなり重要だと。あと、意味づけ、分権の意味は何ぞやと、こういうことがやっぱり重要なんだろうと。それは神野先生ご自身も、前期の会長ご挨拶の中に、理念が重要だというようなことでお話をされたと思うんですけども、私、今伺っていて、非常に頼もしいなと。やはり東京はこういうような今の日本の社会がある意味

弱くなっていると、脆弱だと。そういうときに、じゃあ、東京都がどういうスタンスに立って、日本の将来を見据えて、税制改革を進めようとしているのかというメッセージはかなり大きいんじゃないかと。そのときに、やはりグローバル化ということで考えると、やはり東京都は国だけ、日本の国内だけ考えてはいけないということはおっしゃるとおりだろうと思います。その視点が、やはり私は今後重要になってくるのかなという印象を持ちました。

それから、どういう要件あるいは前提で物事を考えていくのか、前提を疑えということにもなるわけですが、そこもやはり今、委員が言われたように、現行の歳出配分を所与とした形で考えるのかどうか、そこをどの程度フレキシブルに考えて、東京都なりの歳出配分なり事務配分のあり方論まで少し触れながらやっていくのかと。この辺は今後の知事の諮問に答えるといったときに、恐らく3年間の任期で最終的な答申を出すんだらうと。その間のプロセスとして、これはまた事務局ともご相談していかなくちゃいけないと思うんですけども、どのような工程表でやっていくのかと。中間報告というようなことをまとめなくちゃいけない。委員が言われたように、様々なこの都税調を囲むそれぞれの立場から分権に対するご意見や、それから、税のあり方に対するご意見も出てくると。そういうことを踏まえながら、あとはどういうスタンスに立っていくのかということが、やはり折に触れてメッセージを発していかなければいけないのかもしれない。

そのときに、「環境」と「分権」というようなものを考えると、二面性があって、これは委員もおっしゃられたことなんですけれども、やっぱり見方として見られる側あるいは立場は変わって、自分が要求するのと同じように、いわゆる東京都のもとにある地方政府である公共団体からどういう期待を持たれているのかということに注意することが必要だというのはおっしゃるとおりだろうと思いますので、その辺も考えていかなくちゃいけないと。ただ、非常に難しいのは、東京都の立場なのか、日本全体の立場なのかといったときに、私としては誘因両立じゃないんですけども、東京都の立場から言っていることが日本全体の方向性で、日本全体の利益になるような、そういうようなところ、まさにすごい狭いだろうと思うんですけども、その辺を委員にもぜひとも考えていただきたいと思っています。だから、二分化ではなくて、やっぱり東京都の立場で物を言うことが日本の将来を変えていくような、そういうスタンスを持っていただきたいと。

あと、いろんなご意見が出たわけなんですけれども、私としては一委員として、私の個人的な意見もあるわけで、その意見はやっぱり言わせていただければ言わせていただこうと思いますが、なるべく各委員のご意見を取りまとめる役が私だと思いますので、これは貝塚先生のスタンスでもあるんですけども、余り自分の意見を強く表に出すなど。参加している委員の自然の、大多数の人が納得するところでまとめていけばいいだろうと。自分で言いたかったら、あとは個人で自分で論文を書けということですので、私もそういうスタンスでいきたいと。あとは、この小委員会については小委員長にお取りまとめ願うということで、小委員長と私とは違うところもありますけれども、そこはよくよく意思疎通をしながらやっていきたいなと思っています。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。時間がかなり来ているんですけども、私も一応一言喋らなければいけないと思います。

今の委員の皆様、それから、会長からのお話を聞きまして、これはちょっと小委員長とは大変な役を引き受けてしまったということで後悔しておりまして、困ったなというふうに思っております。どうなることやらというふうに思っておりますが、ただ、私も小委員の1人として自分の意見を述べさせていただくわけでございますけれども、簡単に申し上げますと、今、会長からお話がアッタとあり、やはり東京都税

制調査会の意見が東京都にも日本全体としても、いわゆる地方団体としてもそれでプラスになるような、こういうふうにまとめていけるというふうなことを考えております。実際には、東京都といっても、あるいは大都市圏といっても、非大都市圏との利害の違い、あるいは例えば神奈川とか千葉、埼玉とは利害がかなり違いますよね。住民税とか地方消費税について利害が異なることは、皆さんよくご存じのとおりでございますけれども、それでゼロサムゲームをやるとなると、話は非常にやりにくいことになります。そういうことではなからうかというふうに思いますので、そこは気をつけなきゃいけないと思います。

それから、先ほどの 委員からもありましたけれども、分権改革推進委員会もいろんな議論をやっておりますし、実際にどういう動きになるかというスピードの問題がちょっとわからないところがございます。従来もこの都税調はいろんな国で大きな動きがあったときに、例えば緊急声明みたいなものを出したこともございます。そういう形で、つまり臨機応変にお集まりいただいて、やるということもあるかもしれません。それについては、またちょっと分権改革推進委員会の動きなどを見ながら、会長それから事務局とも相談しながら考えたいというふうに考えております。

それから、あと、前期の答申との関係について申し上げますと、やはり住民税、それから、事業税、法人関連税といいますが、それから、地方消費税といったことのバランスにつきまして、前期の調査会でもかなり議論したところでございます。私個人的には、経済力、要するに所得にあらわれるお金の流れのフローですね、フローの面を捉えますと、例えば事業課税というのはどっちかというところ所得の発生段階でかけられていて、住民税というのは、要するに所得が分配されて、住所地でかけられている。消費税というのは支出段階でかけられている。どれかに偏ると、やはり所得の捕捉の問題がございますので、そのバランスを考えなきゃいけないだろうというふうに思われますし、先ほど 委員からお話がありましたとおり、例の通勤税の発想ですね、こういう発想は確かにあり得ると思うんですね。今、言った所得の発生段階でかけるという発想はそれにちょっと似たところがございますので、それによって、住民税を補完するという役割はあると思っています。という視点も入ってくるかなというふうに思っています。

それから、環境税に関しては、これも前期の調査会で議論があったんですけども、今まで道路特定財源の問題が大きく取り上げられていたものですから、どちらかというところガソリンの問題が非常に大きかったんですけども、考えてみますと、ガソリンだけが燃料じゃないので、それ以外の化石燃料とのバランスをどう考えるかというところが、やはり一つ問題になるんだらうというふうにも思われますし、自動車の車体課税につきましても、今なぜ減税だけが強調されるのかということがありましたけれども、もともと自動車税のグリーン化というのは、東京都が独自に始めたところがございます、それに国が後からくっついてきたという歴史があるわけがございます。それは当然のことながら、環境に優しい自動車については減税、逆にこれはもう走り走ってほしくないというものに対しては増税というバランスを考えて、グリーン化というものが始まったはずでございます。多少この思惑から違ったところも出ておりますけれども、それはやはり単に軽くするべきではございませんので、その点を考える、つまりグリーン税制ということについては当然議論になるかというふうに思います。

それから、先ほど 委員からお話がありました、国の減税、特に景気対策的な減税、これは実は公共投資も同じことなんですけれども、どこまでつき合うんだという問題があるわけがございますけれども、これを確かに、まあ、日本の特殊性と言ってもいいのかもしれませんが。これについては、じゃあ、ほかの国はどうなっているんだという国際比較なんかもやってみた上で、どこまでつき合うのがいいのかなというところについても、当然議論になるかと思えます。これはしかし、さっきの事務配分との関連もありますけれども、要するにどこまで分権するのかということと非常にくっついている問題でございますので、それ自体当然1年間で結論は出ないわけですので、これはじっくりと3年かけてということで、そのこと

ころはなるかというふうに思います。

いずれにしても、先ほど申し上げたとおり、これはなかなか大変だなということは改めて自覚した次第でございますが、今後ともよろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、皆さんの意見について、色々と私のコメントを述べさせていただいたんですけれども、お互いにコメントを何か、もうちょっと言っておきたいということがもしございましたら。よろしいですか、今日のところは。

(なし)

【小委員長】 それでは、まだ何度もございますので、その都度お願いしたいと思えます。

それでは、事務局から今後の日程について説明をお願いしたいと思えます。

【池田税制調査課長】 第2回の小委員会ですけれども、5月12日午後4時から都庁第一本庁舎、今度は南側ですね、今回は北側なんですけれども、南側の56会議室で開催させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【小委員長】 それでは、本日の議事はこれで終了させていただきます。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。これをもちまして、第1回の小委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。